第２次小樽市文化芸術振興基本計画

（案）

令和元年度

目　次

Ⅰ　第２次小樽市文化芸術振興基本計画について 1

１　背景 1

２　計画の位置付けと計画期間 1

Ⅱ　計画の基本的な考え方 3

１　基本理念 3

２　基本方針 4

３　基本項目 4

４　計画の推進と進捗管理について 4

Ⅲ　基本項目について 5

１　芸術鑑賞等広く市民が文化芸術に接し、参加する多様な機会の充実 5

２　青少年、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動に対する育成及び支援 6

３　学校教育における文化芸術活動に対する支援 7

４　文化芸術に係る国際交流及び国内の地域や各種団体との交流・連携の促進 8

５　文化芸術に係る施設の整備及び充実 9

６　歴史的文化遺産の保全と活用及び文化芸術に配慮したまちづくりの推進 10

７　前各項目に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項 11

Ⅳ　関連する法・条例等 11

Ⅰ　第２次小樽市文化芸術振興基本計画について

１　背景

文化芸術全般にわたる基本的な法律として、国において「文化芸術振興基本法」が平成１３（２００１）年に制定されました。

小樽市においては、文化芸術活動の推進と振興を図ることを目的として、関係団体と議論を重ね、平成１８（２００６）年に「小樽市文化芸術振興条例」を制定しました。これに基づき、具体的な取組の実現に努めるため、平成２０（２００８）年度から平成３０（２０１８）年度を計画期間※とする「小樽市文化芸術振興基本計画（第１次）」を策定し、文化芸術振興施策を総合的に推進して参りました。

この間、少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が大きく変化する中で、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な施策の展開が求められるようになってきました。そこで、これら関連分野との連携を推進するとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進するため、平成２９（２０１７）年に「文化芸術振興基本法の一部を改定する法律」が施行され、「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改められました。

このような背景から、小樽市においても、小樽市文化芸術振興基本計画（第１次）の内容を引き継ぐとともに、法改正の主旨を踏まえ、本市の文化芸術振興施策の総合的な推進に向けた計画として、本計画を策定します。

※　第１次計画の期間は、上位計画となる総合計画の改訂時期に合わせて、１年延長しました。

２　計画の位置付けと計画期間

この計画は、「第７次小樽市総合計画」を上位計画とし、小樽市文化芸術振興条例に基づき、文化芸術振興に係る施策の方向性を定めるものです。

この基本計画の期間は、第７次小樽市総合計画と同様、令和元（２０１９）年度から令和１０（２０２８）年度までの１０年間とします。

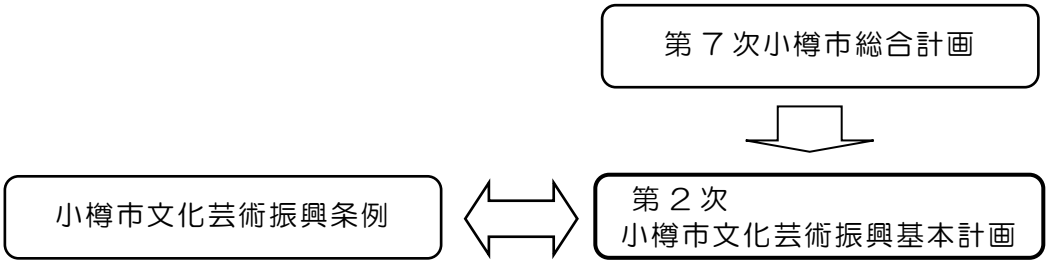

なお、第７次小樽市総合計画（基本構想）における、文化芸術振興の基本的な方向性は、次のとおりです。

テーマ６　生きがいにあふれ、人と文化を育むまち（生きがい･文化）

一層の高齢化が見込まれる中、市民一人ひとりに生涯各期にわたる多様な学習機会やスポーツ・レクリエーション活動を行う環境を提供するとともに、市民による文化芸術の振興や多様な歴史文化資源の保存・活用に取り組み、海外との交流による多様な文化と触れ合いながら、市民の活力を高め、小樽らしさと国際性の豊かなまちを目指します。

■施策２　文化芸術

市民の誰もが多様な文化芸術を身近に感じ、親しむことのできるまちを目指します。

このため、市民が文化芸術に触れる機会の拡充や、文化団体等との連携や支援に努めるとともに、継承、発展、創造していくための人材の育成を進め、文化芸術の振興に努めます。

また、文化財の適切な保存に努め、情報発信などにより郷土の歴史や文化に対する市民意識を高める取組を進めるとともに、文化財の活用の推進を図ります。

Ⅱ　計画の基本的な考え方

豊かな郷土文化を礎にした「文化の香り高いまちおたる」を創造する。

小樽市は明治時代に札幌が北海道開発の拠点とされた頃に、港湾と鉄道が整備されたことにより、北海道開拓における物流の拠点として急成長を遂げました。

その活況に引き寄せられるように、全国各地から多くの人々や物が集まることとなり、それに伴い、多様な生活習慣や文化も集積されました。

やがて、明治大正期の北海道を代表する経済都市として発展していきますが、そのような状況の中から、豊かな文化的土壌が育まれ、数多くの文化人を輩出し、文化芸術作品もまた生み出されました。

戦後、経済の衰退とともに「斜陽のまち」と呼ばれ、昭和４０年代の高度成長期に物流形態が陸路へとシフトするのに伴い、都市としての機能を見直さなければならなくなりましたが、その時代の流れに一度は役割を失った小樽運河が、約１０年に及ぶ議論を経て昭和６１年に再整備されたことが転換点となり、今や国内外から多くの観光客が訪れる観光都市となっています。

このように本市の文化芸術は、先人が築いた歴史を礎とし、今日に受け継がれているものです。

こうして培われてきた文化芸術の振興と、個性的で潤いに満ちた市民生活と活力ある地域社会の実現に資することを目的として、平成１８年３月に「小樽市文化芸術振興条例（以下「条例」という。）を制定いたしました。

本市の歴史と文化に誇りを持ちながら、市民誰もが生涯にわたり文化芸術に親しみ、創作、発表、鑑賞する機会に恵まれた潤いのある社会を創ることで、小樽らしい文化芸術を次世代に受け継ぐため、豊かな郷土文化を礎にした「文化の香り高いまちおたる」を創造していきます。

１　基本理念

文化芸術の振興に当たっては、条例第２条に定める次の４つを基本理念として、施策を推進します。

（１）地域の文化芸術活動者は、地域文化振興の指導者であり、かつ、地域社会の宝であることから、人材の育成に努めるとともに、活動者の地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう配慮します。

（２）市民が多様な文化芸術を享受し、これに参加し、又はこれを創造することが

できるよう環境の整備を図ります。
（３）表現の自由を保障し、多様な文化芸術の保護及び発展を図ります。
（４）優れた文化芸術活動が文化芸術の普及向上に重要な役割を果たすことから、市民の文化芸術活動の水準をより一層向上させるため、文化芸術に係る交流及び貢献の推進を図ります。

２　基本方針

文化芸術振興施策を講ずるに当たっては、条例第６条に定める次の３つを基本方針として、施策を推進します。

（１）文化芸術活動の推進を図ること
（２）文化芸術に係る施設の整備を図ること
（３）歴史的文化遺産等の保全及び活用を図ること

３　基本項目

この計画は、条例第７条に掲げた７項目を基本項目として展開を図ります。

（１）芸術鑑賞等広く市民が文化芸術に接し、参加する多様な機会の充実
（２）青少年、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の育成及び支援
（３）学校教育における文化芸術活動に対する支援
（４）文化芸術に係る国際交流及び国内の各地域や各種団体との交流・連携の促進
（５）文化芸術に係る施設の整備及び充実
（６）地域の歴史的文化遺産の保全と活用及び文化芸術に配慮したまちづくりの推進
（７）前各項目に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

４　計画の推進と進捗管理について

本計画を円滑に推進するため、推進する項目や取組の進捗状況を以下のとおり管理します。

（１）基本項目に係る施策を進捗管理するため、施策ごとに位置付ける主な事業について目標値を定め、年度ごとに点検を行うことで進捗状況を管理します。
（２）年度ごとに点検を行った結果を評価し、その内容を文化芸術審議会で審議します。
（３）第７次総合計画の見直しの時期に合わせ、計画の成果を検証し、施策ごとの事業の進捗状況から必要に応じ計画の見直しを行います。

Ⅲ　基本項目について

基本項目１
芸術鑑賞等広く市民が文化芸術に接し、参加する多様な機会の充実

【視点】

（１）意識の高揚

市民誰もが文化芸術を身近に感じ、親しむことのできるまちを目指すためには、市民の関心と理解を高めることが重要です。市民が小樽の文化に接し、その魅力を再発見、再認識できる機会を確保するとともに、すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れ、様々な活動に参加できる環境づくりに努めることにより、市民の文化芸術に対する意識の高揚を図ります。

（２）参加機会の拡大

心豊かで潤いある生活を送るためには、日常生活の中で文化芸術を享受できることが重要な要素であり、文化芸術活動の主役である市民一人ひとりが自主的、主体的な活動を行うことができる土壌づくりが必要です。

年齢、障害の有無等にかかわらず、市民誰もが文化芸術の鑑賞や創作活動に参加しやすい環境の整備等に努めます。

（３）人材の育成

小樽の文化芸術を継承、発展、創造していくためには、創造性豊かで意欲ある人材を育成することが重要であり、文化芸術活動を行う者が能力を十分に発揮して創作活動を行い、優れた活動を行うことができるような環境の整備が求められています。

また、小樽の文化芸術活動の活性化には、文化芸術家の育成だけでなく、文化イベントの企画、運営を行うような、活動を側面からサポートする人材、団体が必要です。市はこうした人材の発掘と育成に努めます。

【施策の方向】

（１）意識の高揚

ア　市民の文化芸術活動が、活力あるまちづくりに大きな役割を果たし、小樽市の文化芸術の発展に寄与するという認識を育てます。

イ　伝統的な文化をはじめメディア芸術※などの多様な文化やその活動の価値を認め、尊重する心を育成します。

ウ　小樽の歴史や文化を知る機会を拡充し、郷土に対する誇りや愛着を育む取組を行います。

※　映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術のこと。

（２）参加機会の拡大

ア　市民誰もが多様な文化芸術を享受し、自由に創作・発表できる環境の整備を図ります。

イ　質の高い文化芸術を鑑賞したり、触れたりできる機会の拡大に努めます。

ウ　小樽市文化祭の継続実施により、市民の創作、発表、交流の機会の拡大に努めます。

エ　文化芸術に関する入門的な講座を開催し、体験機会の充実を図ります。

オ　アーティスト・バンク登録者に対し、芸術活動を支援するために、対象となる施設の使用料を減免するなどにより、芸術家の発表機会の充実を図ります。

カ　市や文化芸術団体等が開催する芸術文化行事等の情報を収集し、インターネット等多様な媒体を活用して、それらの情報を提供します。

キ　市民の自主事業に対する助成金や補助金の情報を広く市民に提供します。

（３）人材の育成

ア　文化芸術活動に対する指導や助言を行う指導者の養成や確保に努めます。

イ　小樽市内で活動する文化芸術団体に対し、運営、活動の支援等を行います。

ウ　文化芸術の振興に顕著な成果を収めた文化芸術活動を行う個人、団体の顕彰に努めます。

エ　様々な市民の文化イベントを企画、運営する人の育成と支援を行います。

オ　優れた文化人、芸術家を生みだす土壌づくりとして、郷土にゆかりのある文化人、芸術家の発表活動等の支援に努めます。

カ　文化芸術に関するボランティア活動を行っている個人、団体との協力推進に努めます。

キ　小樽市文化芸術振興基金を活用し、文化芸術活動を行う個人、団体の育成を図ります。

基本項目２
青少年、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動に対する育成及び支援

【視点】

（１）年齢や障害の有無等に関わらず等しく文化芸術活動ができる環境の整備

市民誰もがその年齢、障害の有無、経済的な状況等に関わらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造することができるよう、環境の整備に努めます。

【施策の方向】

（１）年齢や障害の有無等に関わらず等しく文化芸術活動ができる環境の整備

ア　年齢や障害の有無等に関わらず文化芸術を鑑賞することができる環境の整備に努めます。

イ　年齢や障害の有無等に関わらず文化芸術に参加、創造ができる環境の整備に努めます。

ウ　関係団体と連携を図り、青少年、高齢者、障害者などが文化芸術活動に親しむことのできる機会の拡充に努めます。

基本項目３
学校教育における文化芸術活動に対する支援

【視点】

（１）学校教育への支援

学校教育の中で、文化芸術に対する理解を深め、子どもたちが表現や創造の喜びを感じ、豊かな感性を育んでいくよう、学校において文化芸術に関する学習や優れた文化芸術に接する機会の充実を図ります。

【施策の方向】

（１）学校教育への支援

ア　文化芸術の鑑賞や体験ができる文化芸術活動者の派遣事業の促進を図ります。

イ　学校や地域で、文化芸術ボランティアとして関わることができる人材を把握します。

ウ　学校の活動の中で、子どもたちが伝統文化に接する機会を充実させます。

エ　文化芸術を通した学校間の交流機会の充実を図ります。

オ　市の文化施設等と学校が連携し、子ども向けの学習活動や体験機会の充実を図ります。

カ　総合的な学習の時間等を活用し、地域の芸術家や文化財保護に携わる団体や個人等と学校が連携して、文化芸術活動を体験する機会を拡充します。

基本項目４
文化芸術に係る国際交流及び国内の地域や各種団体との交流・連携の促進

【視点】

（１）国際交流の促進

郷土の文化を世界に発信するとともに、在住外国人や本市を訪れる外国人観光客等との様々な交流機会を生かしながら文化芸術の国際交流を促進し、小樽の文化芸術の多様化を図ります。

（２）国内の地域との交流・連携の促進

市民の幅広い文化の交流の促進は、本市の文化を多様化させる上で重要な意味を持っており、地域の特色ある文化の発信と再認識にもつながるものであることから、地域間交流等を促進します。

（３）各種団体等との交流・連携の促進

個々の芸術文化活動が互いに結びつくことにより、更に活動の領域が広がり、活動の活性化が期待されることから、市民や文化団体等との連携、協力により、団体間交流、世代間交流等を促進します。

【施策の方向】

（１）国際交流の促進

ア　文化団体や関係機関等と連携し、市内在住外国人や外国人観光客が、日本の文化芸術に接する機会の充実を図り、文化交流の拡大に努めます。

イ　芸術家、文化芸術団体、市民レベルによる国際姉妹都市や海外との文化交流を促進、支援します。

ウ　文化芸術に係る情報の案内やパンフレット等の多言語化の促進に努めます。

（２）国内の地域との交流・連携の促進

ア　日本遺産※等を活用し、国内の他の地域との有機的な交流・連携に努めます。

イ　国内の他の地域との交流を促進し、市民レベルによる民間交流を支援します。

（３）各種団体等との交流・連携の促進

ア　文化芸術活動において市内の各種団体や活動に参加する市民同士の交流・連携の促進に努めます。

イ　市内の各種団体との文化芸術の振興に関する情報の共有に努めます。

※　日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定し、文化財の総合的活用や地域の活性化に生かそうとするものです。

基本項目５
文化芸術に係る施設の整備及び充実

【視点】

（１）市の施設の充実

市民の文化芸術活動を促進するためには、その拠点となる施設の整備とともに、市民の多様なニーズに対応した機能の充実を図ることが必要であり、市の文化施設や社会教育施設等が、地域の文化芸術の発信基地としての役割を十分果たすよう整備、充実に努めます。

（２）その他の施設の充実

市民誰もが文化芸術活動を行うためには、日常的に気軽に活動できる場の充実を図る必要があります。このため、公共施設、学校、企業、商業施設等と連携、協力して、市民の文化芸術活動の練習や発表の場を設ける等、幅広く活動の場を確保する必要があります。

【施策の方向】

（１）市の施設の充実

ア　文化芸術の活動の拠点や発信基地として、文化施設等の整備と利用促進を図ります。

イ　文化施設等に専門家を配置し、文化芸術の面からの運営、企画の充実に努めます。

ウ　学校開放事業の充実等、文化施設以外の活動場所の確保に努めます。

エ　博物館等の社会教育施設において所蔵、収蔵している各種資料のデジタルアーカイブ化※の推進と利活用の促進に努めます。

（２）その他の施設の充実

ア　民間施設等とも連携を図り、相互の情報発信を通じて利用促進に努めます。

イ　発表や展示場所の情報収集や提供に努めます。

※　歴史資料等の文化資源をデジタル化して記録保存を行い、電子情報として共有・利用できる仕組みです。

基本項目６
歴史的文化遺産の保全と活用及び文化芸術に配慮したまちづくりの推進

【視点】

（１）文化遺産の保全・活用

小樽市歴史文化基本構想※の理念に基づき、市内各地に残されてきた有形、無形の文化財や史跡、歴史的建造物、産業遺産等を、市民の貴重な財産として周知に努めることにより、市民の文化遺産に対する関心を高め、郷土に対する誇りと愛着を醸成し次世代に継承するとともに、貴重な財産として保存と活用を図ります。

（２）伝統文化の継承

小樽には長い歴史の中で、多様な伝統文化が根付いており、地域の連帯に重要な役割を果たしてきましたが、近年、これらの担い手が減少しています。これまで受け継がれてきた伝統文化を継承していくために、次代を担う子どもたちが体験、習得することで、関心と理解を深め、尊重する心が育つよう努めます。

【施策の方向】

（１）文化遺産の保全・活用

ア　国、道、市の指定文化財やその他の有形、無形の文化遺産の保存と有効活用に努めます。

イ　文化財の公開とともに、文化財に関する情報の提供を図ります。

ウ　市民の文化財保護活動への参加促進とボランティアの支援に努めます。

エ　文化財を学習、体験できる機会を拡充します。

（２）伝統文化の継承

ア　子どもたちが伝統文化に関心を持つきっかけとなるよう、地域の伝承者による体験機会の拡充に努めます。

イ　伝統文化に対する市民の理解を深めるため、伝統芸能や工芸など、様々な伝統文化の鑑賞や体験の機会の充実を図ります。

ウ　伝統文化を支える人づくりを進め、その保存、継承に努めます。

※　「小樽市歴史文化基本構想」は、小樽市の多様な文化遺産を基盤としたまちづくりや人材育成に重要な役割を果たし、市民とともに「小樽文化遺産」の保存活用に取り組むためのマスタープランとして策定したものです。

基本項目７
前各項目に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

【視点】

（１）関連する分野との有機的な連携

文化芸術を推進していくためには、様々な分野との有機的な連携を積極的に推進する必要があります。

（２）地域資源を活用した文化芸術の振興

地域資源を活用し、観光などの施策と連携し、文化芸術の活性化を図ります。

【施策の方向】

（１）関連する分野との有機的な連携

観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の各関連分野との連携を図ります。

（２）地域資源を活用した文化芸術の振興

小樽の様々な地域資源やイベント等を活用するとともに、観光などの施策と連携し、文化芸術の活性化を図ります。

Ⅳ　関連する法・条例等

- 文化芸術基本法
- 小樽市文化芸術振興条例
- 小樽市文化芸術振興条例施行規則

- 第７次小樽市総合計画
- 小樽市教育推進計画
- 小樽市歴史文化基本構想

○文化芸術基本法

制定　平成 13 年 12 月 7 日　法律第 148 号
最終改正　令和元年 6 月 7 日　法律第 26 号

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条―第 6 条）
第 2 章　文化芸術推進基本計画等（第 7 条・第 7 条の 2）
第 3 章　文化芸術に関する基本的施策（第 8 条―第 35 条）
第 4 章　文化芸術の推進に係る体制の整備（第 36 条・第 37 条）

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。２１世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
4　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
5　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
6　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
7　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
8　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
9　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
10　文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第４条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第５条　国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第５条の２　文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第５条の３　国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第６条　政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第 2 章　文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第 7 条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2　文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3　文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4　文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第 36 条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5　文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前 3 項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第 7 条の 2　都道府県及び市（特別区を含む。第 37 条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の条例の定めるところによりその長が同項第 3 号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第 37 条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第 3 章　文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第 8 条　国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第 9 条　国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第 10 条　国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（芸能の振興）

第 11 条　国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）

第 12 条　国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化財等の保存及び活用）

第 13 条　国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第 14 条　国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際交流等の推進）

第 15 条　国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（芸術家等の養成及び確保）

第 16 条　国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第 17 条　国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第 18 条　国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第 19 条　国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第 20 条　国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正

な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第 21 条　国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第 22 条　国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第 23 条　国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第 24 条　国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第 25 条　国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第 26 条　国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第 27 条　国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第 28 条　国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2　国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第 29 条　国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第 29 条の 2　国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第 30 条　国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第 31 条　国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第 32 条　国は、第 8 条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2　国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第 33 条　国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第 34 条　国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第 35 条　地方公共団体は、第 8 条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第 4 章　文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第 36 条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第 37 条　都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

○小樽市文化芸術振興条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 16 号

目次

第 1 章　総則（第 1 条―第 5 条）
第 2 章　基本方針及び基本計画（第 6 条―第 10 条）
第 3 章　アーティスト・バンク（第 11 条―第 15 条）
第 4 章　文化芸術活動者に対する支援等（第 16 条―第 18 条）
第 5 章　小樽市文化芸術審議会（第 19 条―第 26 条）
第 6 章　雑則（第 27 条）

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、文化芸術が市民生活に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う個人及び団体（以下「文化芸術活動者」という。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって小樽市における文化芸術の振興並びに小樽の自然、歴史等に根ざし、個性的で潤いに満ちた市民生活及び活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条　文化芸術の振興に当たっては、身近な地域社会における文化芸術活動者が、地域文化振興の指導者であり、かつ、地域社会の宝であることにかんがみ、人材の育成を旨とし、その自主性及び創造性が尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

2　文化芸術の振興に当たっては、市民が多様な文化芸術を享受し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう環境の整備が図られなければならない。

3　文化芸術の振興に当たっては、表現の自由を保障し、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4　文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術活動が文化芸術の普及向上に重要な役割を果たすことにかんがみ、市民の文化芸術活動の水準をより一層向上させるため、文化芸術に係る交流及び貢献の推進が図られなければならない。

（市の責務）

第 3 条　市は、前条に規定する基本理念に基づき、小樽らしさを生かした文化芸術振興施策を、自主的かつ主体的に策定するとともに、必要に応じて組織の整備を図り、総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2　市は、文化芸術振興施策の策定及び実施に当たっては、市民及び文化芸術活動者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3　市は、文化芸術振興施策以外の主な施策において、できる限り文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めなければならない。

4　市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、文化芸術活動者の文化芸術活動に支障を及ぼさないよう留意するとともに、文化芸術活動者の協力を求め、その有する人材、能力又は情報を活用するよう努めなければならない。

5　市は、この条例の運用に当たり、文化芸術活動の内容に介入し、又は干渉することのないよう留意しなければならない。

（文化芸術活動者の役割）
第 4 条　文化芸術活動者は、自ら文化芸術を創造し、又は享受し、自主的に文化芸術活動を行う主体であることを認識し、相互に協力して積極的に文化芸術の発展に寄与するよう努めるものとする。
（財政上の措置）
第 5 条　市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 2 章　基本方針及び基本計画

（基本方針）
第 6 条　文化芸術振興施策を講ずるに当たっての基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、次のとおりとする。
(1)　文化芸術活動の推進を図ること。
(2)　文化芸術に係る施設の整備を図ること。
(3)　歴史的文化遺産等の保全及び活用を図ること。
（基本計画）
第 7 条　市は、基本方針に基づいて、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図り、その実効性を確保するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)　芸術鑑賞等広く市民が文化芸術に接し、又は参加する多様な機会の充実に関すること。
(2)　青少年、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動又は青少年、高齢者、障害者等のために行う文化芸術活動並びにその他の文化芸術活動に対する育成及び支援に関すること。
(3)　学校教育における文化芸術活動に対する支援に関すること。
(4)　文化芸術に係る国際交流及び国内各地域、各界等との交流の促進に関すること。
(5)　文化芸術に係る施設の整備及び充実に関すること。
(6)　地域の歴史的文化遺産の保全及び活用並びに文化芸術に配慮したまちづくりの推進に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項
（意見の聴取）
第 8 条　市長は、基本計画の策定に当たっては、小樽市文化芸術審議会の意見を聴かなければならない。
（公表）
第 9 条　市長は、基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（変更）
第 10 条　前 2 条の規定は、基本計画の変更について準用する。

第 3 章　アーティスト・バンク

（登録）
第 11 条　市長は、文化芸術活動者を把握し、その活動内容を市民に周知することにより、市民の文化芸術に接する機会を拡大するとともに、文化芸術活動者の育成を図るため、市内において活動する文化芸術活動者を、当該文化芸術活動者の申出により、アーティスト・バンク（文化芸術活動者の氏名又は名称、活動内容その他の情報（以下「アーティスト情報」という。）を体系的に構成したものをいう。以下同じ。）に登録することができる。
2　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アーティスト・バンクに登録しないものとする。
(1)　反社会的な活動を助長するおそれのあるとき。

(2)　文化芸術活動者の活動内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
(3)　アーティスト・バンクの登録の目的が政治活動又は宗教活動のためであるとき。
(4)　前3号に掲げるもののほか、公益上アーティスト・バンクに登録することが不適当であるとき。

（通知及び公表）

第12条　市長は、前条第1項の規定によりアーティスト・バンクに登録したときは、その旨を当該文化芸術活動者に通知するとともに、アーティスト情報（当該文化芸術活動者の同意を得ているものに限る。）を公表するものとする。

2　市長は、前条第2項の規定によりアーティスト・バンクに登録しなかったときは、その旨を当該文化芸術活動者に通知するものとする。

（変更の届出）

第13条　アーティスト・バンクに登録された文化芸術活動者（以下「登録アーティスト」という。）は、アーティスト情報に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（登録抹消）

第14条　市長は、登録アーティストからアーティスト・バンクの登録の抹消（以下「登録抹消」という。）の申出があったときは、登録抹消をするものとする。

2　前項に規定するもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録抹消をすることができる。
(1)　登録アーティストが偽りその他不正の手段によりアーティスト・バンクに登録されたとき。
(2)　登録アーティストが市内において文化芸術活動を行わなくなったとき。
(3)　第11条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至ったとき。
(4)　前条の規定による届出をしないとき。
(5)　前各号に掲げるもののほか、公益上登録抹消をする必要があるとき。

3　市長は、前項の規定により登録抹消をしたときは、その旨を当該登録アーティストであった者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第15条　市長は、登録アーティストが市の施設において文化芸術活動を行う場合で必要があると認めるときは、当該施設の使用料を減免することができる。

第4章　文化芸術活動者に対する支援等

（文化芸術活動者に対する支援）

第16条　市長は、前条の規定によるもののほか、文化芸術活動者の文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動者に対し、その求めに応じて必要な助言、助成その他の支援を行うよう努めなければならない。

（文化芸術活動の支援活動の促進）

第17条　市長は、文化芸術活動に対する支援活動の重要性にかんがみ、その支援活動を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（顕彰）

第18条　市長は、文化芸術活動において顕著な成果を収めた個人及び団体の顕彰に努めるものとする。

第5章　小樽市文化芸術審議会

（設置）

第19条　市長の附属機関として、小樽市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）
第 20 条　審議会は、第 8 条（第 10 条において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項その他市長が必要と認める事項について調査し、及び審議するものとする。
2　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
（組織等）
第 21 条　審議会は、委員 15 名以内で組織する。
2　審議会に、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
3　委員及び臨時委員は、学識経験者及び市民のうちから市長が委嘱する。
（任期）
第 22 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
3　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。
（会長及び副会長）
第 23 条　審議会に会長及び副会長 1 名を置き、委員の互選により定める。
2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第 24 条　会長は、審議会を招集し、会議の議長となる。
2　審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第 25 条　審議会の庶務は、市長が指定する職員が行う。
（補則）
第 26 条　第 20 条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 6 章　雑則
（委任）
第 27 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

○小樽市文化芸術振興条例施行規則

平成 18 年 6 月 27 日
規則第 43 号

（趣旨）
第 1 条　この規則は、小樽市文化芸術振興条例（平成 18 年小樽市条例第 16 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（基本計画の公表の方法）
第 2 条　条例第 9 条（条例第 10 条において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットを利用して行うものとする。
（アーティスト・バンクの登録の申出）
第 3 条　条例第 11 条第 1 項の申出は、小樽市アーティスト・バンク登録申出書（様式第 1 号）によるものとする。
（アーティスト・バンクの登録に係る通知）
第 4 条　条例第 12 条第 1 項の規定による通知は、小樽市アーティスト・バンク登録通知書（様式第 2 号）によるものとする。
2　条例第 12 条第 2 項の規定による通知は、小樽市アーティスト・バンク不登録通知書（様式第 3 号）によるものとする。
（アーティスト情報の公表の方法）
第 5 条　第 2 条の規定は、条例第 12 条第 1 項の規定による公表について準用する。
（アーティスト情報の変更の届出等）
第 6 条　条例第 13 条の規定による届出は、小樽市アーティスト情報変更届出書（様式第 4 号）によるものとする。
2　市長は、前項の届出書の提出があったとき又は登録アーティスト（条例第 13 条に規定する登録アーティストをいう。以下同じ。）からアーティスト情報（条例第 11 条第 1 項に規定するアーティスト情報をいう。以下同じ。）の公表の切替え（公表していないアーティスト情報を公表することとすること又は公表しているアーティスト情報を公表しないこととすることをいう。）の依頼があったときは、当該登録アーティストに係るアーティスト・バンクの内容を更新し、その旨を小樽市アーティスト情報更新通知書（様式第 5 号）により、当該登録アーティストに通知するものとする。
（アーティスト・バンクの登録抹消の申出等）
第 7 条　条例第 14 条第 1 項の申出は、小樽市アーティスト・バンク登録抹消申出書（様式第 6 号）によるものとする。
2　条例第 14 条第 3 項の規定による通知は、小樽市アーティスト・バンク登録抹消通知書（様式第 7 号）によるものとする。

附　則
（施行期日）
1　この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
（事務委任に係る規定の読替え）
2　アーティスト・バンクに係る事務を教育委員会に委任している場合においては、第 6 条第 2 項中「市長」とあるのは「教育委員会」と、この規則に定める様式中「小樽市長」とあるのは「小樽市教育委員会」とする。
様式（略）

第２次小樽市文化芸術振興基本計画策定経過

日程		策定経過
令和元年	８ 月 ７ 日	第１回小樽市文化芸術振興基本計画策定委員会
	９月１９日	第１回小樽市文化芸術審議会
	９月２６日	第9回小樽市教育委員会定例会　報告
	１１月６日	第２回小樽市文化芸術振興基本計画策定委員会
	１１月１９日	第１回小樽市社会教育委員会議　報告
	１１月２８日	第11回小樽市教育委員会定例会　報告
	１１月２９日	第２回小樽市文化芸術審議会
	１２月１２日	第４回小樽市議会定例会総務常任委員会　報告
	１２月２３日	パブリックコメントの実施（１月２２日まで）
令和２年	１ 月 下 旬	第３回小樽市文化芸術振興基本計画策定委員会
	１ 月 下 旬	第３回小樽市文化芸術審議会
	２ 月 中 旬	第２回小樽市社会教育委員会議　報告
	２ 月 下 旬	第２回小樽市教育委員会定例会　報告
	３ 月 上 旬	第１回小樽市議会定例会総務常任委員会　報告

小樽市文化芸術審議会　委員名簿

委嘱期間　　平成３０年７月１日～令和２年６月３０日

氏　　名	所　属　等
上　嶋　　秀　俊	小樽市教育研究会中学校美術部会（松ヶ枝中学校教諭）
江　川　　光　博	小樽市美術展覧会運営委員会副委員長
海老澤　　正　夫	市民（公募）
遠　藤　　謙一良	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観審議会委員
川　村　　治　男　　（会長）	小樽市文化団体協議会会長
駒　木　　定　正	小樽市文化財審議会会長
澤　田　　千香子	市民（公募）
白　鳥　　陽　子	一般社団法人小樽観光協会理事
濱　本　　進　　（副会長）	小樽市社会教育委員会議委員長
山　田　　守　之	市民（公募）

五十音順　敬称略

第２次小樽市文化芸術振興基本計画策定委員会委員名簿

氏　　名	部	職
品　川　宏　平	総　務　部	企　画　政　策　室　主　幹
南　　昭　一	〃	主幹（国際交流担当）
笹　田　泰　生	財　政　部	財　政　課　長
中　村　寿　春	産業港湾部	観　光　振　興　室　主　幹
林　　恵利子	生活環境部	勤労女性センター館長
角　澤　昌　俊	〃	勤労青少年ホーム館長
長谷川　准　一	福　祉　部	地　域　福　祉　課　長
中　西　浩　一	建　設　部	新幹線・まちづくり推進室主幹
須　藤　慶　子　　（議長）	教　育　部	教　育　部　次　長
吉　田　健　一	〃	学校教育支援室主幹
大　鐘　　卓　哉	〃	総　合　博　物　館　主　幹
小　林　由美子	〃	市立文学館・市立美術館副館長